

---

## 令和5年第1回川場村議会定例会会議録第2号

---

令和5年3月14日（火曜日）

---

### 議事日程 第2号

令和5年3月14日（火曜日）午後3時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（9番・1番）
  - 日程第 2 議案第19号 令和5年度川場村一般会計予算について
  - 日程第 3 議案第20号 令和5年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について
  - 日程第 4 議案第21号 令和5年度川場村介護保険事業特別会計予算について
  - 日程第 5 議案第22号 令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について
  - 日程第 6 議案第23号 令和5年度川場村水道事業特別会計予算について
  - 日程第 7 議案第24号 令和5年度川場村下水道事業特別会計予算について
  - 日程第 8 議案第25号 村道路線の廃止について
  - 日程第 9 議案第26号 村道路線の認定について
  - 日程第10 議案第27号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
  - 日程第11 議案第28号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
  - 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
  - 日程第13 閉会中の継続調査申出について
  - 日程第14 字句等の整理委任について
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	津久井 俊 雄 君	2番	角 田 宣 治 君
3番	小 菅 秋 雄 君	4番	飯 塚 貞 次 君
5番	丸 山 敏 雄 君	6番	細 谷 市 衛 君
7番	星 野 孝 之 君	8番	黒 田 まり子 君
9番	新 木 敏 郎 君	10番	角 田 文 雄 君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村 長	外 山 京太郎 君	副 村 長	宮 内 実 君
教 育 長	宮 内 伸 明 君	総 務 課 長	角 田 圭 一 君
住 民 課 長	安 藤 秀 昭 君	健康福祉課長	小 林 巧 君
むらづくり振興課長	戸 部 正 紀 君	田園整備課長	栗 原 達 也 君
教育委員会事務局長	布 施 伸一郎 君	会 計 管 理 者	春 原 久 代 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 忠	書 記	田 中 玲 子
---------	-------	-----	---------

## ◎開 議

午後3時00分開議

○事務局長（今井 忠君） ただいまから令和5年第1回川場村議会定例会最終日の会議が開かれます。

○議長（角田文雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（角田文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において9番新木敏郎君、1番津久井俊雄君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 議案第19号 令和5年度川場村一般会計予算について

### ◎日程第3 議案第20号 令和5年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について

### ◎日程第4 議案第21号 令和5年度川場村介護保険事業特別会計予算について

### ◎日程第5 議案第22号 令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について

### ◎日程第6 議案第23号 令和5年度川場村水道事業特別会計予算について

### ◎日程第7 議案第24号 令和5年度川場村下水道事業特別会計予算について

○議長（角田文雄君） 日程第2、議案第19号 令和5年度川場村一般会計予算についての件から、日程第7 議案第24号 令和5年度川場村下水道事業特別会計予算についての件までの6件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長黒田まり子さん。

〔予算審査特別委員長 黒田まり子君発言〕

○予算審査特別委員長（黒田まり子君） それではご報告いたします。

去る3月7日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案第19号 令和5年度川場村一般会計予算から、議案第24号 令和5年度川場村下水道事業特別会計予算までの6件について、慎重に審査をした経過と結果をご報告いたします。

なお、本委員会は全議員をもって構成する特別委員会でありますので、審査の過程での詳細な報告は省略させていただきます。

まず、審査の経過であります。本委員会は、3月9日、特別委員会室において、各課長、室長、事務局長に出席を求め、予算書に基づいて委員質疑を中心に集中審議を行いました。

令和5年度川場村一般会計予算額は42億2,955万5,000円で、前年度当初予算と比較して6億727万5,000円の増で、率にして16.8%の増であります。

また、特別会計5件の予算総額は12億6,951万1,000円で、前年度当初予算と比較して7,809万5,000円の減、率にして5.8%の減であります。

それでは、審査の経過と議論となりました主な事項について、簡単に報告いたします。

一般会計歳入については、地方債の返還計画と公債比率の推移について、スズメバチの巣駆除費補助金は何件想定しているか、地方創生推進交付金事業のメニューはどのようなものか、社会福祉事業委託料の増額内容は、出産・子育て応援交付金の推進方法は、小規模農村整備事業の実施箇所はどこになっているかという質疑がなされました。

次に、特別会計であります。各会計ごとに質疑を行いました。どの会計も問題はなく、適切であると認めます。

本委員会は、国、県等からの補助金、交付金を生かした予算編成の努力を評価しつつ、予算執行に当たって、費用対効果及び緊急性を十分に考慮すべきと要望し、令和5年度川場村一般会計及び特別会計5件の予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（角田文雄君） 以上で、委員長の審査結果報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

最初に、議案第19号 令和5年度川場村一般会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号 令和5年度川場村一般会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田文雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和5年度川場村国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号 令和5年度川場村国民健康保険事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田文雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和5年度川場村介護保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号 令和5年度川場村介護保険事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田文雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号 令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決いたし

ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田文雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和5年度川場村水道事業特別会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号 令和5年度川場村水道事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田文雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和5年度川場村下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号 令和5年度川場村下水道事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田文雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第25号 村道路線の廃止について

○議長（角田文雄君） 日程第8、議案第25号 村道路線の廃止についての件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第25号 村道路線の廃止について、提案説明を申し上げます。

上宿原土地改良事業が完了したことに伴い、2路線を道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号 村道路線の廃止についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第26号 村道路線の認定について

○議長（角田文雄君） 日程第9、議案第26号 村道路線の認定についての件を議題といたします。  
議題の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第26号 村道路線の認定について、提案説明を申し上げます。

上宿原土地改良事業が完了したことに伴い、2路線を道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより議案第26号 村道路線の認定についての件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第27号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

○議長（角田文雄君） 日程第10、議案第27号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についての件を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第27号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案説明を申し上げます。

内容につきましては、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和5年4月1日から桐生地域医療企業団及び富岡地域医療企業団を加え、また、規約別表に定める加入団体の順序を入れ替えるため、規約の変更を行うものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより議案第27号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についての件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。



[賛成者挙手]

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第28号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○議長（角田文雄君） 日程第11、議案第28号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての件を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第28号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案説明を申し上げます。

内容につきましては、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である桐生地域医療組合の名称が、令和5年4月1日から桐生地域医療企業団へ変更され、令和5年4月1日から吾妻環境施設組合が新たに組織団体となるため、規約の変更を行うものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（角田文雄君） 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（角田文雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての提案説明を申し上げます。

本村の人権擁護委員であります宮内栄子氏が、令和5年3月31日をもって任期満了となるため、その再任について提案するものであります。

宮内氏におかれましては、平成26年4月から人権擁護委員として委嘱されご尽力をいただいております。現在、群馬県人権擁護委員連合会副会長としてご活躍をされております。また、昨年度には、全国人権擁護委員連合会会長賞を受賞されました。

同氏におかれましては、人格、識見も高く、広く社会の実情に通じた方であることから、引き続き人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期でございますが、法務局通知により、これまで、1月、4月、7月、10月の年4回委嘱されておりましたが、令和5年度以降は、1月及び7月の年2回の委嘱となりました。そのため、再任に係る委嘱発令日が7月1日となりますが、人権擁護委員法第9条に基づき、任期が3か月伸長されることとなります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認めることに決定いたしました。

### ◎日程第13 閉会中の継続調査申出について

○議長（角田文雄君） 日程第13、閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書写しのとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

### ◎日程第14 字句等の整理委任について

○議長（角田文雄君） 日程第14、字句等の整理委任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会で議決された事件について、その字句等の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（角田文雄君） 村長から発言の申出がありますので、これを許します。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました案件につきましては、議員各位のご理解とご協力によりまして、慎重審議の上、いずれも原案のとおりご決定をいただきましたことに対し、心より御礼を申し上げます。

また、令和5年度川場村一般会計予算をはじめ特別会計予算につきましては、予算審査特別委員会の設置によりご審査をいただきました。委員会の運営に当たっての黒田委員長のご労苦と、委員各位の細部にわたってのご熱心な審査に感謝を申し上げます。

さて、本定例会でご決定をいただきました当初予算をはじめとする重要案件は、川場村が将来にわたり輝き、そして発展し続ける礎となるものであります。令和7年度開校の小中一貫校の義務教育学校校舎建設事業は、2か年にわたる一大事業となります。子供たちが明るく元気に義務教育を修め、

将来の川場村、そして日本の将来を担うにふさわしい人材へと成長することが私たちの願いであり、川場村が進める人づくりであります。

今期定例会で学校名をご決定いただきました川場学園開校には、議員各位の特段のご指導とご協力をいただかなければ一歩も進むことができません。重ねて、ご理解、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

寒暖の差が激しい日々が繰り返されておりますが、議員各位におかれましては、健康にご留意をいただきまして、議員活動はもちろんのこと、多方面におきましてのご活躍を心からご期待申し上げ、本定例会の閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

---

### ◎議長挨拶

○議長（角田文雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、3月7日に開会され、本日までの8日間にわたり、新年度予算並びに条例改正、人事案件など、上程されました全ての案件を滞りなく議了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

時の流れは早く、平成31年の春、川場村議会議員として希望と使命に燃え登庁してから早くも4年が過ぎようとしております。いよいよ4月29日をもって任期満了となりますが、この4年間、議会運営全般にわたり温かいご協力をいただきました村長はじめ執行部の皆様に対しまして、感謝を申し上げます。

自主自立を継続していくための健全な財政運営を心からお願い申し上げ、簡単ではありますが、閉会の挨拶といたします。

---

### ◎閉 会

○議長（角田文雄君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和5年第1回川場村議会定例会を閉会いたします。

午後3時28分閉会